

青森県報

第四千三百八十三号

平成二十九年
十二月四日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(同) ……二
- 青森港湾計画の変更の概要……………(港湾空港課) ……三
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(中南部地域県民局) ……四
- 右 ……(三八地域県民局) ……四
- 右 ……(同) ……四

出先機関

- 土地改良区の役員の退任……………(西北地域県民局) ……五
- 土地改良事業の工事の完了……………(同) ……五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域県民局) ……五
- 土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……五
- 土地改良事業の工事の完了……………(下北地域県民局) ……五

選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正：(事務局) ……五

告 示

青森県告示第八百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名	住所又は 事務所 所在地又は 住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業 を行う 所	指 定 年 月 日
株式会社 ラミール タカ	三沢市 大字大 瀬字古 間木一 五の 八〇八 F一 B	訪問介 護	スマイ ルタカ 訪問介 護	平成 二九 ・三 ・一

青森県告示第八百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 月 日
	株式会社スマイルタカラ	三沢市大字犬落瀬字古間木一五〇八〇八F一五のB	スマイルタカラ居宅介護	上北郡おいらせ町上久保六一の一六一	平成 三元・三・一

青森県告示第八百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
	株式会社スマイルタカラ	三沢市大字犬落瀬字古間木一五〇八〇八F一五のB	介護予防訪問介護	スマイルタカラ訪問介護 上北郡おいらせ町上久保六一の一六一	平成 三元・三・一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年十一月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Y A S A I
- 三 代表者の氏名
中田 大己
- 四 主たる事務所の所在地
北津軽郡中泊町大字大沢内字海原一四八の一八四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対し、地域性を生かした農業を通じての地域交流と在宅生活の継続を支援し、介護職員の不足を改善するとともに介護サービスの向上に努め、高齢者や介護関係者の生活の質の向上を図り、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。
平成二十九年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年十一月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森地域再生コンメンズ
- 三 代表者の氏名
川嶋 勝美

四 主たる事務所の所在地

青森市中央一丁目一の二九

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県および北海道またはその他の日本の都府県において、これらの地域に暮らす人びとを対象に、地域の活性化に資する調査、研究、企画、助言、協力、支援などの事業を行ない、地域のまちづくりや産業づくりの推進、地域の福祉の増進、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

青森港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、青森港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成二十九年十二月四日

青森港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾計画の変更の概要

平成十三年十二月二十一日付けで青森県報においてその概要を公告した青森港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 水域施設計画

(一) 航路

変更する施設

地区名	名称	水深（メートル）	幅員（メートル）
本港・沖館地区	中航路	一三	三五〇～六五〇

二 港湾計画の縦覧場所

青森市長島一丁目一の一 青森県県土整備部港湾空港課

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品（以下「購入物品」という。）の単価契約に係る一連の調達

- 1 PPC用紙 A 4 二千五百枚入（予定数量二万四千箱）
- 2 PPC用紙 A 3 千五百枚入（予定数量千四百箱）
- 3 PPC用紙 B 4 二千五百枚入（予定数量二千二百箱）
- 4 PPC用紙 B 5 二千五百枚入（予定数量二百五十箱）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

一の1から4までに掲げる購入物品ごとにそれぞれの入札としたものである。

四 落札者を決定した日

平成二十九年十一月十五日

五 落札者の名称及び住所

一の1から4までについて

株式会社ヒゲチ

青森市問屋町一丁目一五の二二

六 落札金額（一箱当たりの単価契約金額）

- 1 PPC用紙 A 4 千七百四十九円六十銭
- 2 PPC用紙 A 3 二千三百三十八円四十銭
- 3 PPC用紙 B 4 二千六百七十三円
- 4 PPC用紙 B 5 千三百四十四円六十銭

七 落札者を決定した手続

一の1から4までに掲げる購入物品ごとに、それぞれの予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年十月二日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社設備技研オサナイ

二 代表者の氏名 小山内隆一

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字土堂字長瀬二五二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第二〇〇四七七号

五 取消年月日 平成二十九年十一月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年十一月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 慶長タイル

二 氏名 慶長美代司

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野五丁目二の二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一四一八二号

五 取消年月日 平成二十九年十一月七日

六 取消しに係る建設業の許可

タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ランディック

二 代表者の氏名 若宮岩男

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館一丁目二の一二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第七九九七号

五 取消年月日 平成二十九年十一月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、管工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年八月三十一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、広田堰土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年十二月四日

西北地域県民局長 山 本 馨

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	工藤 敏	五所川原市大字七ツ館字虫流八七の三	平成二九・一〇・二五

土地改良事業の工事の完了

白山地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成二十九年十二月四日

西北地域県民局長 山 本 馨

一 県営土地改良事業の名称

農地整備事業（経営体育成型）

二 工事完了年月日

平成二十九年六月二十七日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大豆田土地改良区の定款の変更を平成二十九年十一月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年十二月四日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、大豆田土地改良区に係る次の土地改良事業計画の変更を平成二十九年十一月十六日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月四日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

事業名 維持管理

土地改良事業の工事の完了

内田地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成二十九年十二月四日

下北地域県民局長 濱 谷 雅 人

一 県営土地改良事業の名称

一般農道整備事業

二 工事完了年月日

平成二十九年六月十五日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十四号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一の表中

津軽保健生活協同組合健生病院	〃	大字野田二丁目二の一
----------------	---	------------

を

津軽保健生活協同組合健生病院	〃	大字扇町二丁目二の二
----------------	---	------------

に、

二の表中

住宅型有料老人ホーム桜美苑南川端	〃	大字南川端町五
------------------	---	---------

を

住宅型有料老人ホーム桜美苑南川端	〃	大字南川端町五
------------------	---	---------

に、

有料老人ホームフレディ弘前	〃	大字百石町四七の一
---------------	---	-----------

を

有料老人ホームクロパーズ・ピア八戸ひまわりビル	〃	江陽二丁目一三の三七
-------------------------	---	------------

に、

有料老人ホームクロパーズ・ピア八戸ひまわりビル	〃	江陽二丁目一三の三七
-------------------------	---	------------

を

瑞光園ハイツ白銀台	〃	大字白銀町字姥久保二五の一
-----------	---	---------------

を

有料老人ホーム宝森	三〃	中泊町大字中里字宝森二九の一
-----------	----	----------------

に改める。

有料老人ホーム宝森	三〃	中泊町大字中里字宝森二九の一
-----------	----	----------------

に改める。

特別養護老人ホームきりん館	三〃	中泊町大字田茂木字若宮一九三
---------------	----	----------------

に改める。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭